

チッソの調停申請を保留

**水俣病
補償**

処理法、該当は疑問

中央公害審、会社に通知

「保留はあたり前」

自主交渉にかける患者

認定と補償とは別
伊藤県衛生部長の話 沢田理事
が上京中で、はっきりしたことは
わからぬが、知事が正式に中央
公害審査委員会に賠償をたのんだ
とか、あるいはチッソに同審査委
員会への提訴を示唆したことほ
いと思う。わたしとしては環境庁
の指揮下であり、水俣病の認定と補
償は別問題であり、補償問題につ
いてはノータッチと考えている。

滋賀府の中央公害審査委員会（小沢文雄委員長）は、チッソ株式会社から二十四日出された水俣病認定患者の被償問題調停申請にについて二十五日、臨時委員会を開いて検討した結果、調停保留とする決議を決め、同社に通知した。公害紛争を解決するため、公害
調停制度が昨年十一月発足以来、中央、地方で合計十六件が申請、受理されているが、調停保留となつたのは今度が初めて。
チッソの申請によると、調停の相手方は、環境庁連絡によりことし七月新たに本体病患者として認定された水俣市白浦、川本輝夫さん十八人、患者側から一人三千円の被償要求が出ていた。
が過例で、加害者の企業が申請する場合は異例。今月二十九日に予定されていたチッソ株主総会の乗
車で、補償直接關係がないことの補償要求の扱いに苦慮しているが、船本県当局から調停申請をし定された。チッソ株主総会の乗
車で、補償直接關係がないことの疑いがあ
るため船本、鹿児島県県議会に
すわり込みを絶けるより断然で解
決した方がいいかも知れないと
聞いている。補償の手がかりを得
るために船本、鹿児島県県議会に
認定の内容を教えてくれるようね
願いしたが、行政処分などの理由
で明らかにしてもらひなかつた。
そのとき船本から調停申請して
いたのは東京から調停申請して
いたが、今度の保留は調停拒否、起
訴を申請した。

主張せば、被害者側から申請するの
の申請が公害紛争処理法によるもの
ではないのである。しかし、患者の申
請は「公害紛争の申請」としての
ものである。この申請は、被害者側が
認定されず、被害者側が申請するの
は「保留されておらず、認定され
ないが、チッソは公害の認定は出来
と述べる所、行なわれた行政機関
の認定が公害紛争処理法によるもの
ではないのである。しかし、患者の申
請は「公害紛争の申請」としての
ものである。この申請は、被害者側が
認定されず、被害者側が申請するの
は「保留されておらず、認定され
ないが、チッソは公害の認定は出来
ない」との回答があり、チッソ

の申請が公害紛争処理法によるもの
ではないのである。しかし、患者の申
請は「公害紛争の申請」としての
ものである。この申請は、被害者側が
認定されず、被害者側が申請するの
は「保留されておらず、認定され
ないが、チッソは公害の認定は出来
ない」との回答があり、チッソ